

ショートステイ事業 トワイライトステイ事業 ご利用案内



旭川市子ども総合相談センター

住所 〒070-0040

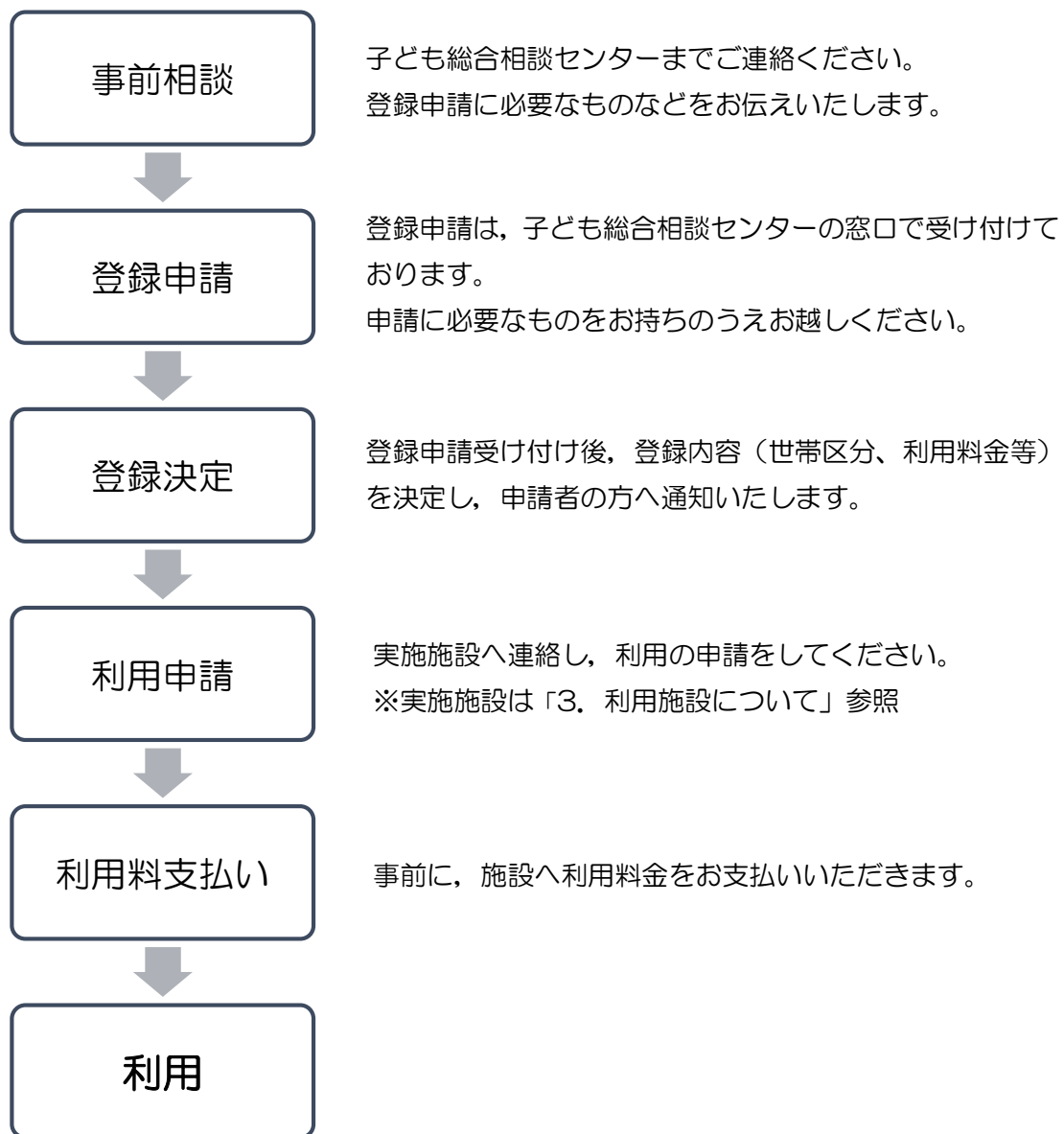
旭川市10条通11丁目

電話 0166-26-5501（担当係直通番号）

1. 各事業について

	ショートステイ事業	トワイライトステイ事業
利用できる お子さん	○旭川市に居住(※)している，1 歳～18 歳未満の児童であること。 ○施設での集団生活が可能であること。 ※旭川市に住民票がある場合，または旭川市に居所のある期間が現在までに引き続いて1 年以上の場合等。	
事業の概要	保護者の疾病による入院や育児疲れによる養育困難，又は保護者の出産や看護，急な出張によって一時的に家庭での養育が困難となった場合に，お子さんを児童福祉施設で短期間お預かりします。 また，児童の養育方法や関わり方に悩んでいる保護者が親子で利用しながら支援を受けられる，親子入所等支援も実施しています。	保護者が仕事等の理由により，平日の夜間や休日に家庭で養育することが困難となった場合に，お子さんを児童福祉施設でお預かりします。
預かり時間	・ 平日 9：00～17：00 ・ 宿泊	・ 平日 17：00～21：00 ・ 日曜日・祝日 9：00～21：00
	※平日は，月曜日から土曜日まで。 ※祝日は，『国民の祝日に関する法律第2条』による休み。	
日数制限	1 か月あたり 7 日以内	制限なし

2. 登録から利用まで



利用の前に必ず登録手続きを行う必要があります。
審査の関係上、登録に時間がかかる場合があります。
利用をお考えの方は、早めに登録の相談をしてください。



3. 利用施設について

登録が完了した方は、下記の施設へ利用申請の連絡をしてください。

施設名	旭川隣保会トキワの森	旭川育児院
施設の種類	母子生活支援施設	児童養護施設
住所	旭川市本町2丁目437番地80	旭川市台場2条2丁目3番45号
電話番号	0166-55-7061	0166-61-4054
利用の受付	利用希望日の3日前から	利用希望日の1か月前から
利用中の 通園・通学	送迎可	送迎不可
年末年始	預かりなし	要相談

※ 電話受付時間は、9：00～17：00です。

※ 施設の空き状況や感染症拡大等によって利用の受付ができない場合があります。

4. 利用について

○施設までの送迎は行っておりません。

○ご利用いただく時間は、事前に各施設と調整していただきます。利用日や利用時間の変更は原則受け付けられません。

○施設の職員体制等の事情によって利用希望時間に添えない場合があります。詳しくは各施設にご相談ください。

5. 感染症の対応について

○利用開始3日前から利用開始当日までの間に、利用するお子さま、または親子及びそのご家族に体調不良や風邪症状がある場合、利用をお断りすることがあります。

※風邪症状とは、熱・のどの痛み・咳・鼻水等の症状を指します。

○利用開始前に風邪症状がなくても、施設を利用中に体調不良や風邪症状が認められ、施設によって利用の継続ができないと判断された場合は、その時点で利用中止となります。その場合はお帰りいただくことになりますので、お子さんの申請者の方または緊急連絡先の方は、お迎えに来ていただきますのでご理解ください。

6. 利用料金について

【ショートステイ事業】

世帯区分		1人1日あたりの単価		
		満2歳未満児	満2歳以上児	親子入所の保護者
A	- 生活保護世帯 - 市民税非課税世帯のひとり親家庭	0円	0円	0円
B	- 市民税非課税世帯 - 市民税課税世帯のひとり親家庭 - 養育者世帯 (課税世帯・非課税世帯)	1,100円	1,000円	300円
C	上記以外の世帯	5,350円	2,750円	750円

【トワイライトステイ事業】

世帯区分		1人1日あたりの単価	
		平日夜間	休日(日曜・祝日)
A	- 生活保護世帯 - 市民税非課税世帯のひとり親家庭	0円	0円
B	- 市民税非課税世帯 - 市民税課税世帯のひとり親家庭 - 養育者世帯 (課税世帯・非課税世帯)	300円	350円
C	上記以外の世帯	750円	1,350円

※ 養育者世帯とは、お子さんの父母以外の方が、そのお子さんを養育(同居・監護、生計維持)する世帯をいいます。

※ 表の料金は日額です。1泊の場合は1泊2日のため、2日分の料金となります。

7. 持ち物について

- ・利用の際には次のようなものを持参していただくようお願いしております。
- ・着替えやオムツ等は利用日数に応じて必要分を用意してください。
- ・衣類等のお荷物には記名をお願いいたします。

【ご用意いただきたいもの（例）】

《衣服》洋服上下／下着／靴下／パジャマ／上着（温度調節ができるもの）

《洗面用具》歯ブラシ／歯みがき粉／コップ（歯みがき用）／洗面用タオル／バスタオル

保護者の化粧品／必要に応じてボディスポンジやシャンプーハット等

《その他》マスク／食事用エプロン／オムツ（紙パンツ）／おしりふき

中靴／ボディーソープやシャンプー（銘柄にこだわりがある場合のみ）

お薬（ご自宅で内服・外用してる場合のみ）／生理用品 等

【お子さんが持ち込みできないもの】

携帯電話／ゲーム機等の通信機器／食品／貴重品（現金等）

※保護者の貴重品の持ち込みについては、自己管理をお願いいたします。

各施設によって、以上の持ち物以外についてもご用意してほしいものをお伝えする場合がございます。詳しくは利用申込の際にご確認ください。

8. 毎年再手続きが必要です！

毎年8月に世帯区分及び利用料金の見直しを行います。

8月以降の利用を希望する場合は、ご利用前に再度お手続きが必要となります。

◎ お手続きの方法

お手続きのご案内等はしておりません。

再度お手続きを希望される方は、子ども総合相談センターへご連絡ください。

お手続きに必要なものなどをお伝えいたします。

◎ 受付期間

7月以降随時受け付けています。

8月に利用をお考えの方は、必ず7月中にお手続を済ませてください。

